

隠岐の島町地域福祉計画

「支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島」



平成20年7月
隠岐の島町

はじめに



題は山積しています。

今日の本町をとりまく状況は、国内の情勢を反映し医師の^{しょうへい}招聘をはじめ、隠岐病院の建設、隠岐航路問題など課

懸案となっていました精神科医師の^{しょうへい}招聘・病棟の維持につきましては、島根県並びに医療・保健・福祉関係者の方々のご尽力を賜り、何とか体制の確保が出来たところでございますが、泌尿器科及び都万診療所の医師^{しょうへい}招聘につきましては、引き続き全力でその体制確保に努めてまいります。

さて、この度策定いたしました「隠岐の島町地域福祉計画」は、今後の隠岐の島町の福祉の推進にあたっての^{いしづえ}礎^{らしんばん}であり、羅針盤となるものです。基本理念の「**支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島**」にありますように、町民相互による支えあいから、隠岐の島町いっばいに笑顔が絶えることなくあふれ、そして広がっていくようなまちづくりをめざして、官と民との協働により、取り組んでまいる所存であります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました計画策定委員の皆様をはじめ、町民の皆様に深くお礼申し上げます。

平成 20 年 7 月

隠岐の島町長 松田和久

	目	次
<u>第1章</u>	<u>計画策定にあたって</u>	<u>1</u>
	1. 計画策定の趣旨	1
	2. 計画の位置づけ	2
	3. 計画期間	3
	4. 計画の策定体制	4
<u>第2章</u>	<u>地域福祉をとりまく現状</u>	<u>5</u>
	1. 隠岐の島町の人口と世帯	5
	2. 高齢者福祉	6
	3. 障がい者福祉	9
	4. 子育て支援	10
	5. 生活支援	12
	6. 医療・保健	12
	7. 課題のまとめ	13
<u>第3章</u>	<u>計画の基本的な考え方</u>	<u>14</u>
	1. 基本理念	14
	2. 計画の基本目標	15
	3. 施策の体系	16
<u>第4章</u>	<u>基本目標の実現に向けて</u>	<u>18</u>
	1. 地域福祉が推進できる環境づくり	18
	(1) 福祉教育の推進	
	(2) ボランティア団体の育成とNPO活動の推進	
	(3) 地域福祉の推進役の育成	
	2. あんきに暮らせるまちづくり	21
	(1) 支援が必要な人の生活課題・ニーズの発見、把握の仕組みづくり	
	(2) 福祉サービスの質の向上と多様な福祉サービスの提供	
	(3) 医療基盤の充実	
	3. 支えあいの地域づくり	24
	(1) 地域にあった支えあいの仕組みづくり	
	(2) 地域力を高めるまちづくり	
	(3) 地域での緊急時・災害時の救援体制の確立	
<u>第5章</u>	<u>計画の推進に向けて</u>	<u>29</u>
	1. 計画の推進に向けた行政支援の充実	29
	2. 計画の周知及び点検・見直し	29

3. 計画の推進に向けた体制	29
4. 計画の推進のための「町民・地域」、「事業者・NPO」、 「社会福祉協議会」、「行政」の主な役割	30
5. 隠岐の島町地域福祉活動計画との連携	33

資料編 34

隠岐の島町地域福祉計画策定委員会設置要綱	34
隠岐の島町地域福祉計画策定委員会委員名簿	36
隠岐の島町地域福祉計画素案作成部会及び計画策定委員会日程	37
隠岐の島町地域福祉計画素案作成部会委員名簿	38
用語解説	39

“障がい”の表記について

- ・法律や福祉制度では、漢字を用いて“障害”としていますが、障害のある人やその家族の中には、“害”という表記に抵抗のある人がいます。
- ・これらを踏まえ、人権を尊重するバリアフリーの社会形成に向けた意識の醸成を推進するため、本計画では法律や制度等で用いられているものを除き、“障がい”や“障がいのある人”のように、“害”をひらがなで表記しています。

文中の※マークについて

- ・福祉の専門用語等に※マークを付け、39ページからの用語解説に意味を記載しています。

第1章 計画策定にあたって

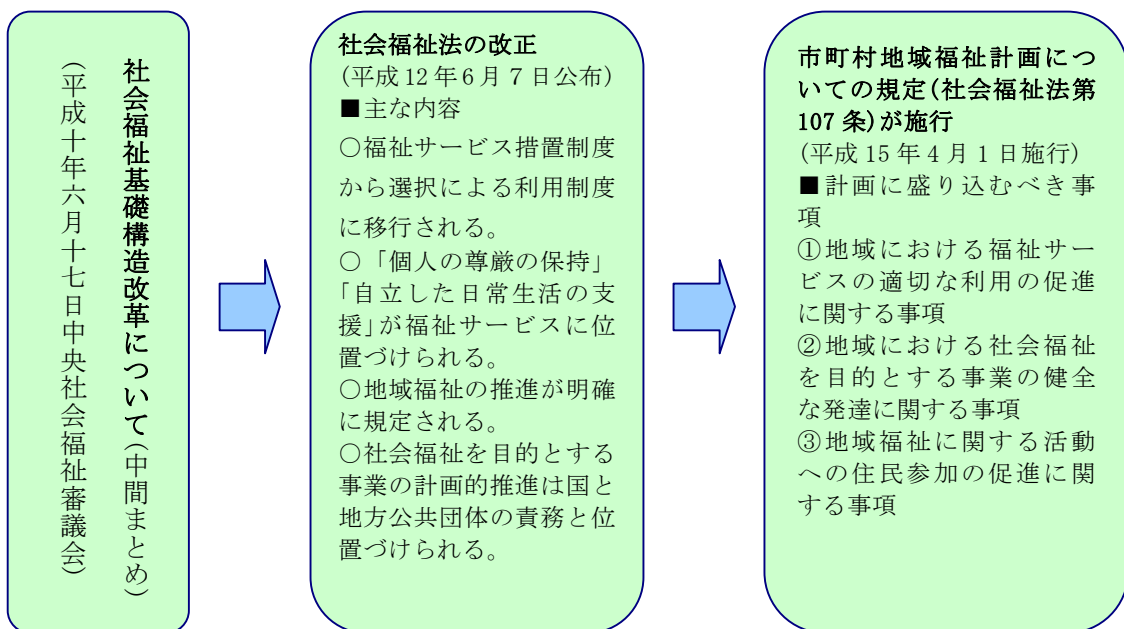
1. 計画策定の趣旨

住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくことは町民誰もの願いです。

しかし、近年、少子高齢化が到来し、核家族化の進行など社会情勢が大きく変化する中で、町民一人ひとりが抱える問題は複雑・多様化してきています。

このような中で、安心して幸せな生活を実現するためには、公的な制度・福祉サービスの充実とともに地域の支えあいによるまちづくりを進めることが重要と考えます。また、平成12年に改正された社会福祉法では、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉に関する活動を行う者は相互に協力して「地域福祉の推進」に努めるべき旨が規定され、地域福祉を推進するための方策として市町村による「地域福祉計画」の策定を求めています。

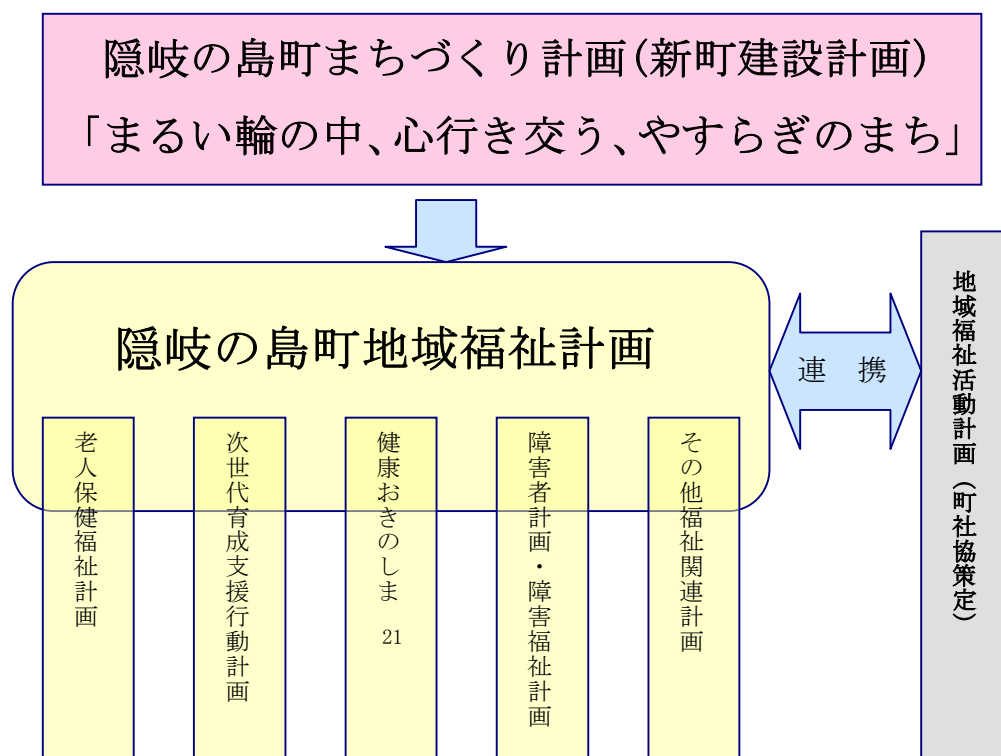
こうした状況をふまえ、本町では生活の拠点である住み慣れた地域で町民一人ひとりが、地域の一員としての繋がりを持ちながら、思いやりを持って共に支えあい、助けあい、個人の尊厳を重視したその人らしい生活が送れる地域社会をつくるため、「隠岐の島町地域福祉計画」を策定します。



2. 計画の位置づけ

隠岐の島町まちづくり計画(新町建設計画)では、「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち～みんなの手による新しいまちづくり～」を将来像とし、<島をリードする隠岐びとが育つまち>・<観光を機軸に交流・産業を創出するまち>・<みんなで支えるやさしい福祉のまち>の3つの基本目標を掲げています。隠岐の島町地域福祉計画は、このまちづくり計画を上位計画として、地域福祉を推進するための基本的理念及び指針を定めるものです。福祉分野の計画としては、既に策定されている隠岐の島町老人保健福祉計画・隠岐の島町次世代育成支援行動計画・健康おきのしま21・隠岐の島町障害者計画・隠岐の島町障害福祉計画・隠岐広域連合介護保険事業計画等、分野別の計画が策定されていますが、地域福祉計画は、これらの既存計画を内包するもので、福祉の観点から町民一人ひとりの生活支援をめざす総合的な基本計画となります。

なお、地域福祉に関する具体的な取り組みについては、隠岐の島町社会福祉協議会(以下「町社協」という。)と連携し、隠岐の島町地域福祉活動計画との整合性を図ります。



3. 計画期間

本計画は、平成20年度から平成24年度までの5か年を実施期間とします。なお、社会情勢により、適時見直しを図っていきます。

計画期間	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
地域福祉計画								

計画期間	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
(上位計画) まちづくり計画	16年度から26年度まで							
(個別計画) 老人保健福祉計画	第3期計画		第4期計画			第5期計画(26年度まで)		
次世代育成支援行動計画	17年度から21年度前期計画			22年度から後期計画(26年度まで)				
障害者計画	18年度から27年度まで							
障害福祉計画	第1期計画			第2期計画				
健康おきのしま21	18年度から27年度まで(22年度を目途に見直し)							

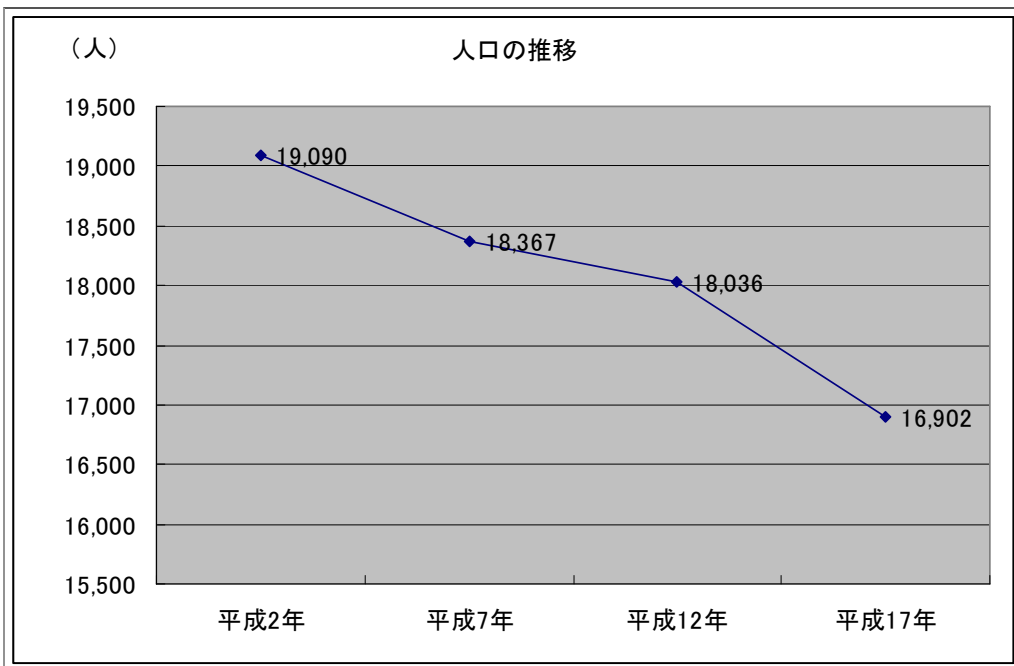
4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、町職員で「隠岐の島町地域福祉計画素案作成部会」を設置し、福祉関係計画との整合性を図った後、素案を作成しました。その後、福祉関係計画に携わった方や福祉関係者による「隠岐の島町地域福祉計画策定委員会」を設置し、生活課題や福祉に対する考え方について互いに認識するとともに、素案をたたき台として、本計画について審議しました。また、既存資料なども活用しながら、整理・分析を行いました。

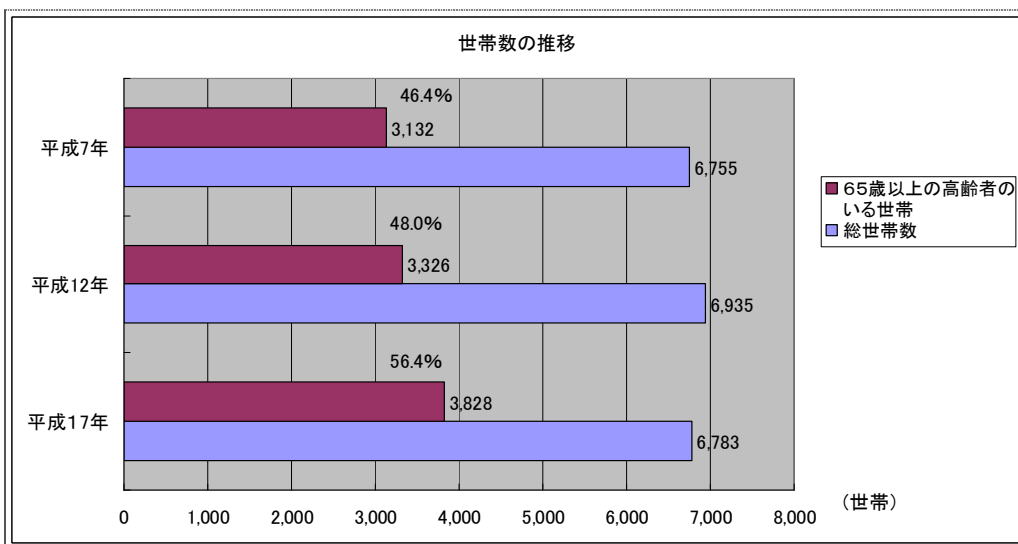
第2章 地域福祉をとりまく現状

1. 隠岐の島町の人口と世帯

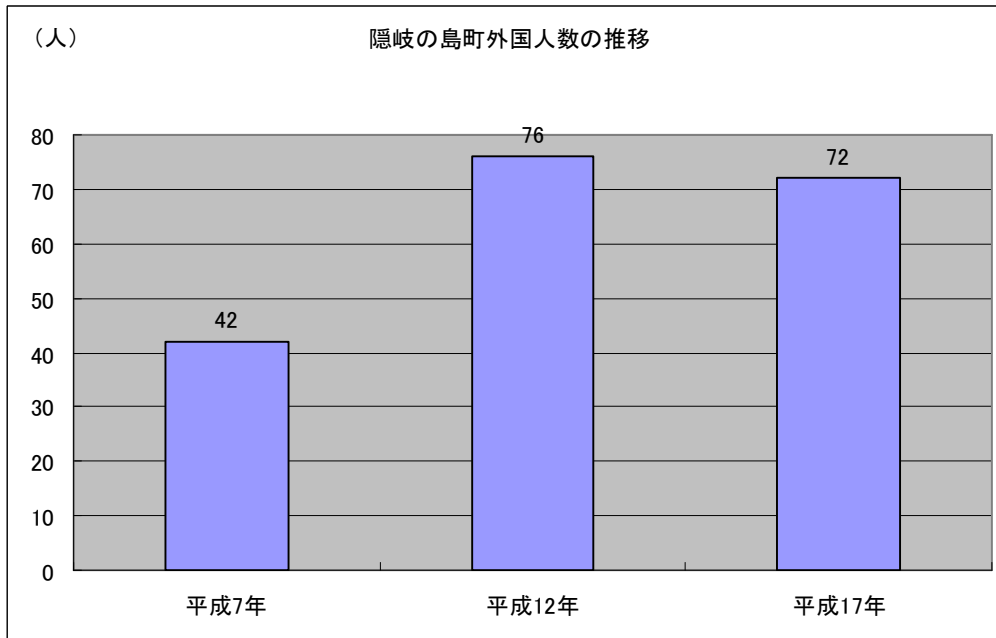
本町の人口は合併前の平成2年に約19,000人でしたが、現在は、16,000人台に減少しています。世帯数は平成17年に6,783世帯であり、平成7年度以降微増してきましたが、現在では急増しています。(平成20年7月現在で7,378世帯)



資料：総務省統計局「国政調査報告」



資料：国勢調査、広域連合調査による



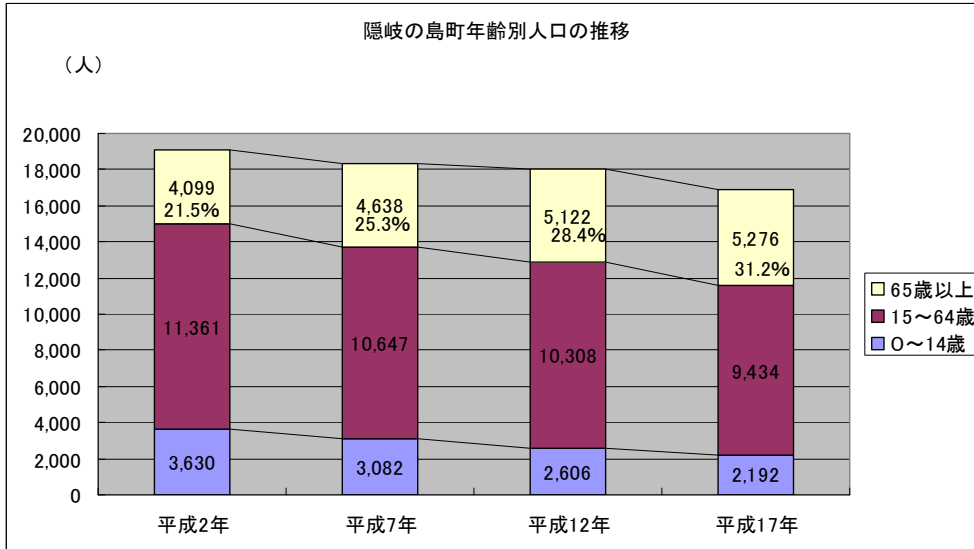
資料：総務省統計局「国勢調査報告」

2. 高齢者福祉

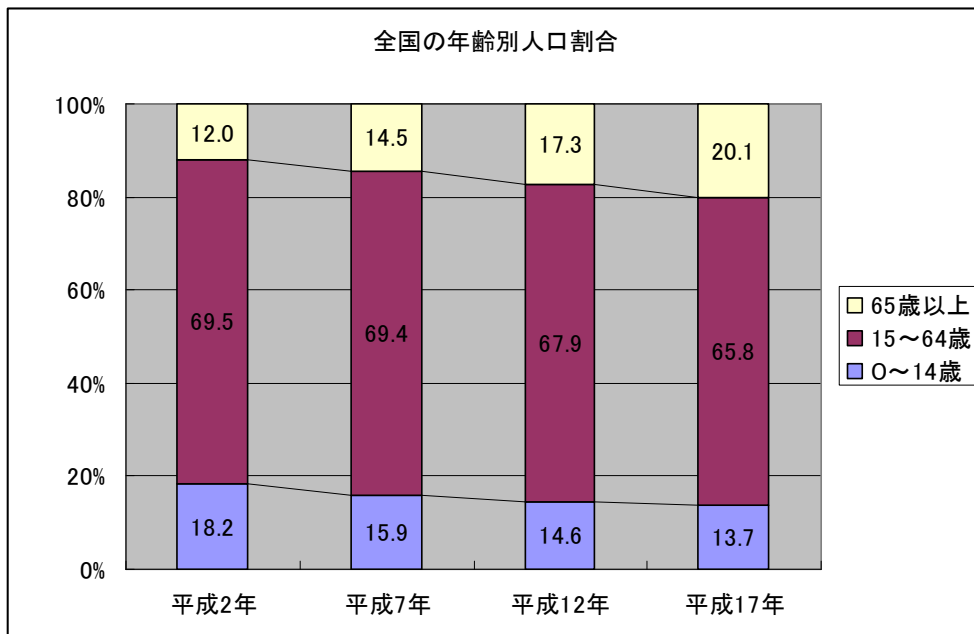
本町の高齢化率は、31%となっており、国の20%や県の27%（平成17年国勢調査）を上回っています。また、総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は56%を超えており、コミュニティ(※1)としての機能が失われつつある地域も出てきています。

このような状況の中、高齢者の介護を社会的に支える仕組みとして平成12年度より介護保険制度が実施され、その後介護保険制度の改正により、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるようにするため、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携並びに生活の安定に必要な援助及び支援を包括的に行う中枢機関として、「地域包括支援センター」が設置されました。

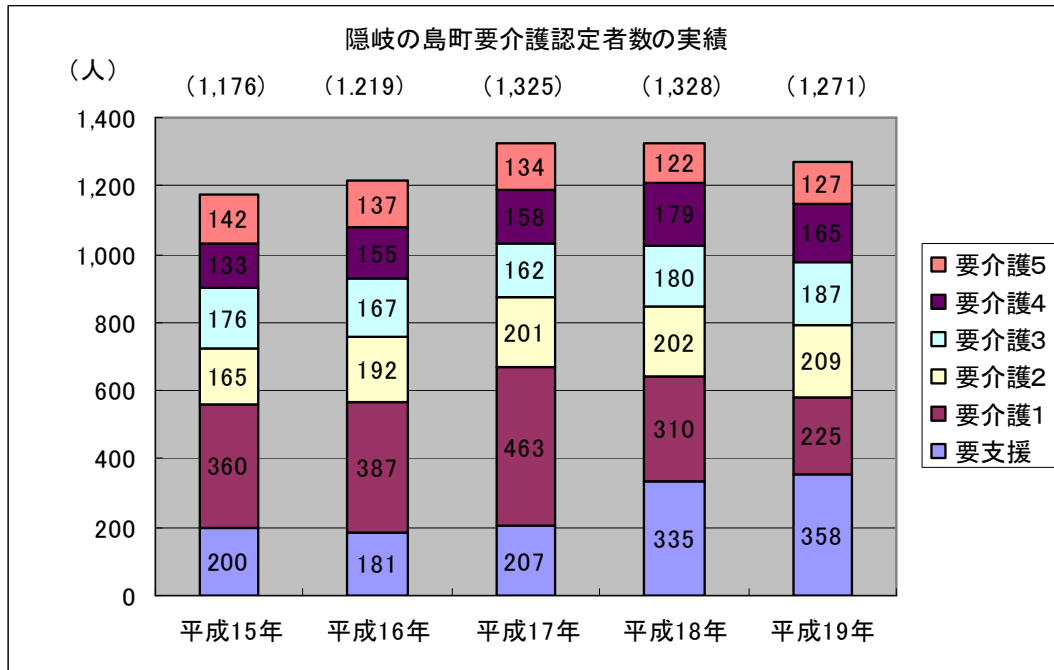
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、介護サービスの充実とともに、地域における支えあいや見守りが重要な役割を担っています。



資料：総務省統計局「国勢調査報告」



資料：年齢別人口の推移（国勢調査）



資料：隠岐広域連合



3. 障がい者福祉

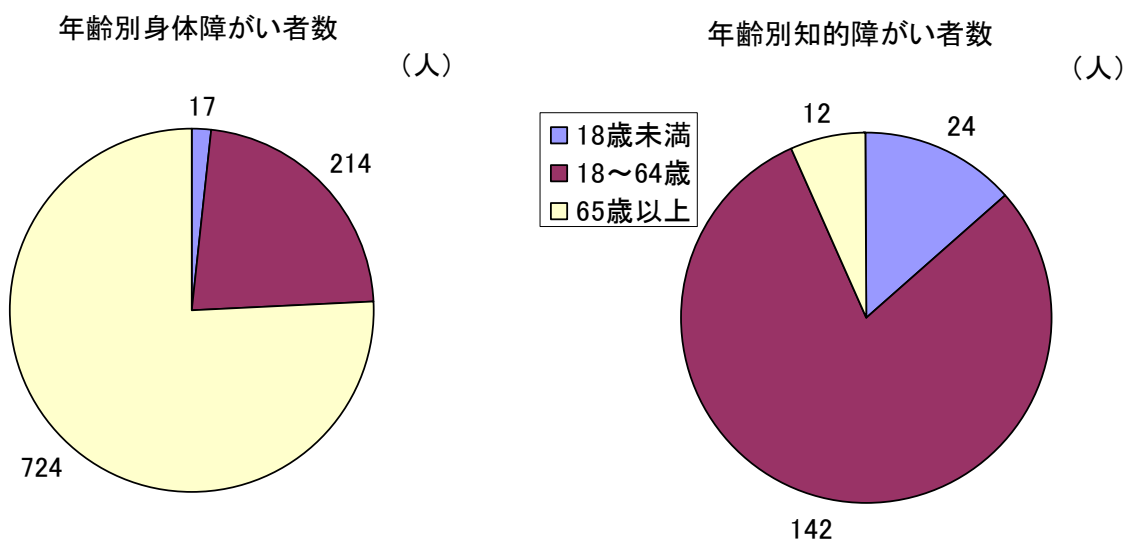
本町の障がい者数は身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の三障がいをあわせて1,202人（平成19年3月末現在）であり、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。

また、障がい者全体の8割が身体障がい者であり、このうちの75パーセントを高齢者が占めていることから、本町における障がい者福祉施策は高齢者福祉施策との連携を強化していく必要があります。

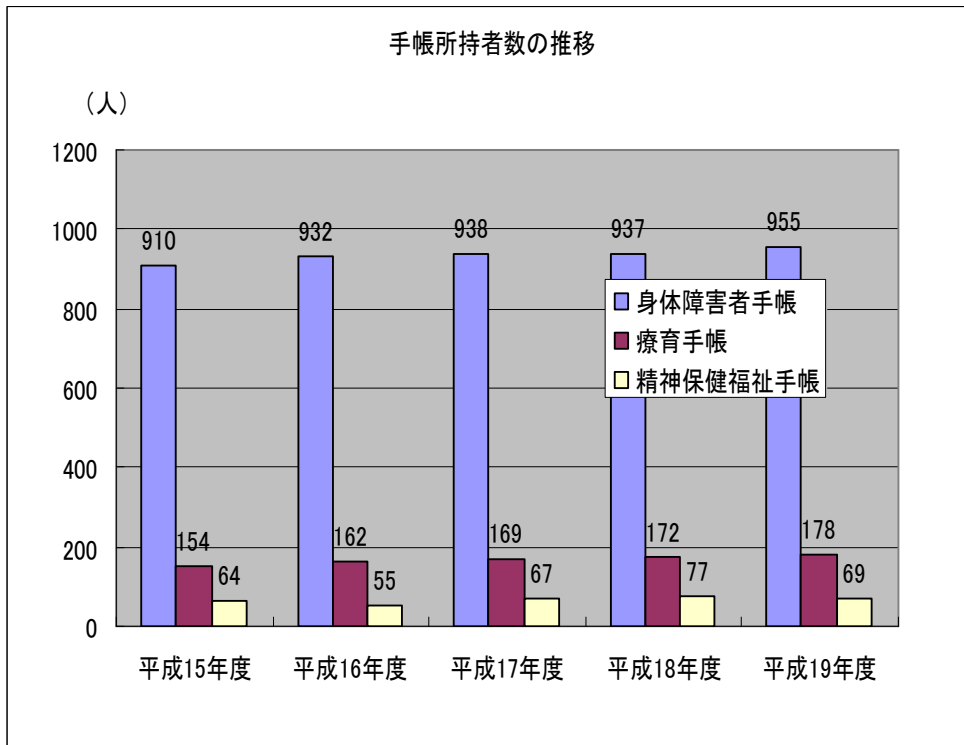
一方、国における施策は、平成18年度より従来の支援費制度から三障がいを一元化した障害者自立支援法が施行され、障がいのある方の地域生活への移行や就労支援といった「地域での自立」を支援する施策に大きく変わりました。

今後は障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、本人や家族、地域と連携し、障がいのある方が地域で自立して暮らしていけるような体制の確保が重要であるといえます。

また、近年障がいの多様化から、本町でもADHD（※2）（注意欠陥・多動性障がい）、LD（※3）（学習障がい）、高機能自閉症などの発達障がいや、高次脳機能障がい（※4）が少しずつ増えてきており、地域における相談支援体制の強化がますます重要となっています。



資料：島根県業務概要(平成19年度版)

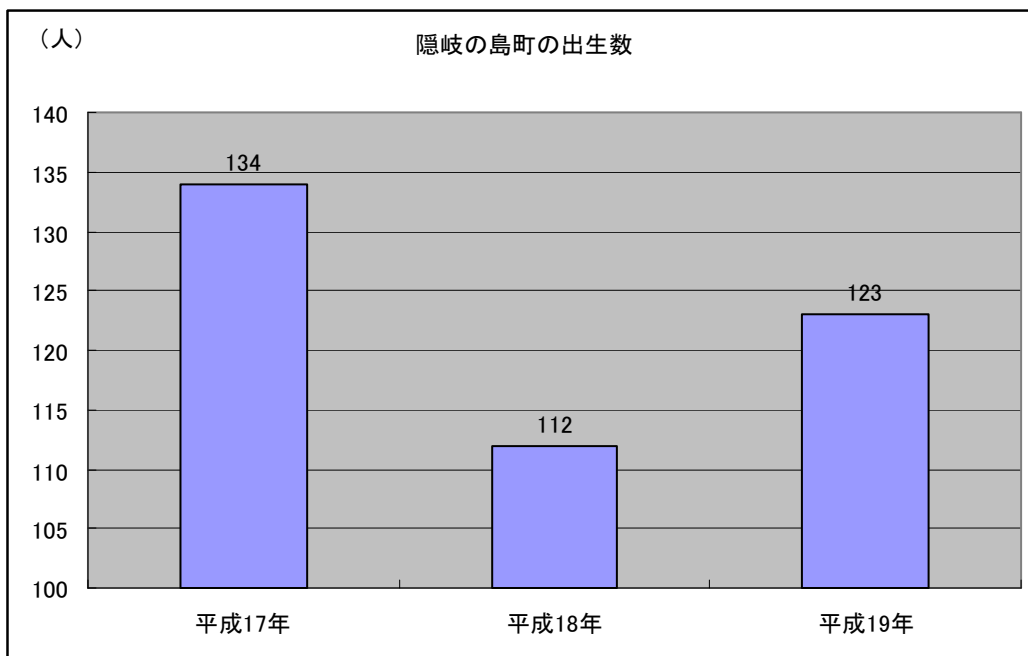


資料：島根県障害者福祉課調、島根県業務概要

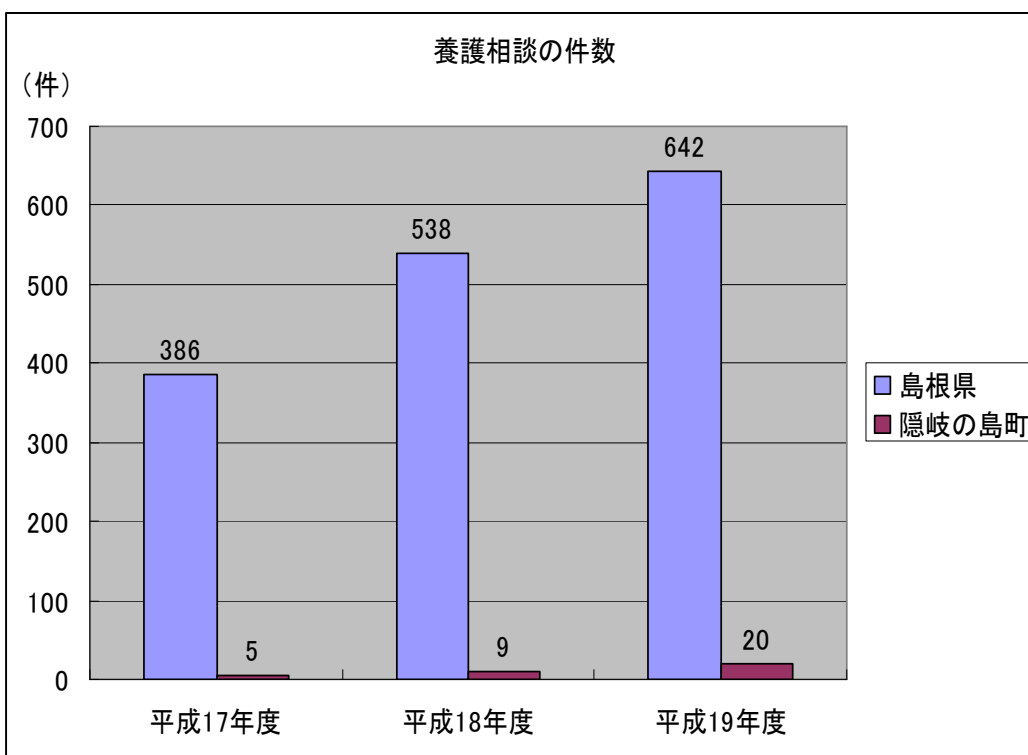
4. 子育て支援

核家族化の進行、地域の連帯感の希薄化等により、妊娠・出産・育児などの場面において、孤独感や不安感が高まっています。

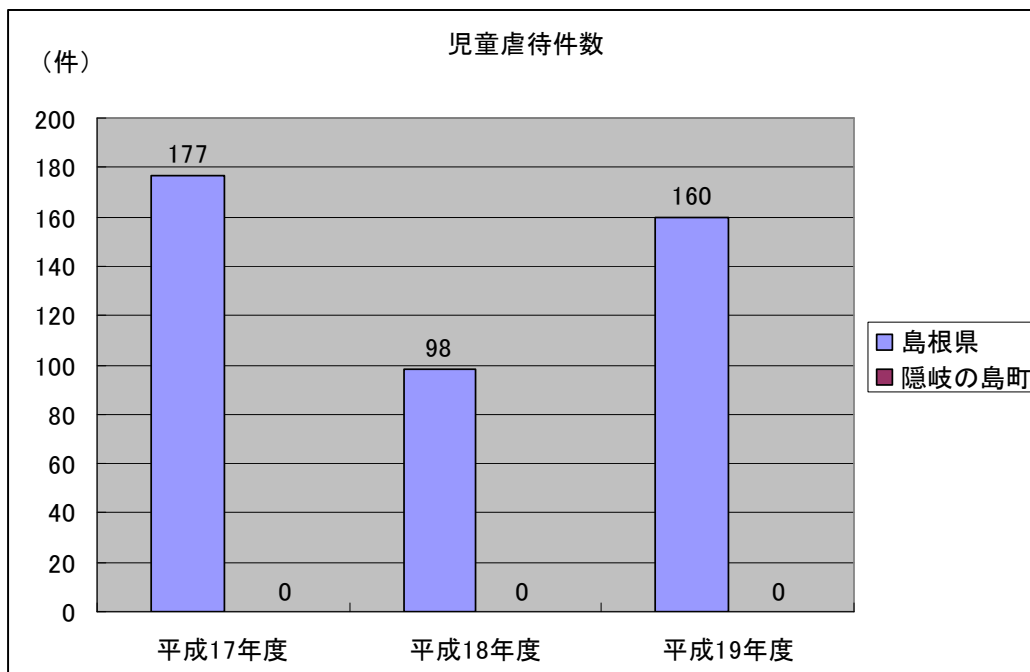
仕事と家庭の両立に伴い、保育サービスのニーズ(※5)も多様化しサービスの質の向上とともに一層の充実が求められています。また、児童虐待防止に対する取り組みや、離婚の増加によるひとり親への支援、障がいや発達に遅れのある子どもへの支援など特別な支援を要する家族だけでなく、親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、すべての家庭を対象とする地域をあげて「子育て応援」ができるような体制づくりが広く求められています。



資料：隠岐の島町住民基本台帳集計



資料：島根県業務概要



資料：島根県業務概要

5. 生活支援

長引く景気の低迷や家庭・地域の果たす機能の脆弱化の影響により、失業者やひとり親家庭の世帯など経済的支援が必要な世帯は増加傾向にあります。

また、ひきこもりや児童虐待、多重債務者など生活福祉課題を抱え、相談支援等を必要としている人も多数いると思われます。

今後は関係機関と連携しながら、発生予防・早期発見や相談体制等の強化を図り、その人らしい自立した生活が送れるよう生活支援を行っていく必要があります。

6. 医療・保健

本町の医療をとりまく状況は、診療所や隠岐病院の医師の招聘しょうへいが益々困難となっており、地域で暮らすための最低条件である地域医療・保健サービスの維持が難しくなりつつあります。

町民の健康状態は、高血圧や糖尿病・脂質異常症(※6)など生活習慣病の患者が多く、がんや心臓病、脳血管疾患の原因にもなっていることから、その対策が急がれます。健康診査は、町、民間企業、医療保険者によって実施されていますが、生活習慣病予防のための健康診査や保健指導が増加しています。

学童期からの生活習慣病予防や壮年期（働きざかり世代）における内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）(※7)対策など、町民の健康に対するニーズは多様化しています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、健康診査など日頃の健康づくりによる疾病予防（一次予防）が重要であり、「町民自らが自主的に健康を守ろうとする（動機づけ）」の支援が必要です。また、自主的に健康づくりを推進する組織・地域の育成支援と介護予防や生きがい活動の取り組みが必要です。

7. 課題のまとめ

これまで、福祉制度は高齢者、障がいのある人、児童など対象者ごとに制度化されてきました。しかし、一人ひとりが抱える生活福祉課題は複雑・多様化しており、場合によっては既存の制度だけでは解決できないことも予想されます。

また、町民の中には問題を抱えていても声を出せない、出しにくい方もいます。

こうした様々な課題を把握し対応していくためには、各制度を繋ぎ合わせた総合的なサービスの提供はもとより、社会的・心理的な面で安心して暮らせる環境づくりや、町民が個人としてあるいは地域の一員として福祉活動や地域福祉のまちづくりに積極的に参加できる体制の整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

すべての人々は福祉の受け手であり、同時に担い手でもあるという、共に支えあう「福祉のこころ」を育て、地域ぐるみの助けあい活動やボランティアグループの活動の充実を図り、すべての町民が、家庭や地域社会で安心して暮らせる、共に生きるまちづくりを進めるため、また、本町の将来像である「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち」の実現をめざし、次のような基本理念を設定します。

【基本理念】

「支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島」

「支えあい（愛）」という表現には、障がいの有無、年齢や性別、生活状況等に関係なく、それぞれの個性を尊重しながら、また、地域や地区に愛情を持ちながら、共に支えあって、一人ひとりが生き生きと、この隠岐で暮らしていけるまちづくりを進めるという思いを込めています。

また、「笑顔あふれる隠岐の島」には、町民一人ひとりの支えあい、助けあいによる安全・安心感から笑顔が絶えることなく、この隠岐の島町いっばいに広がっていくようなまちづくりを進めていくという思いを込めています。

2. 計画の基本目標

この計画の基本理念である「支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島」をめざすにあたり、次の基本目標を掲げ、その達成に向け各種の施策に取り組んでいきます。

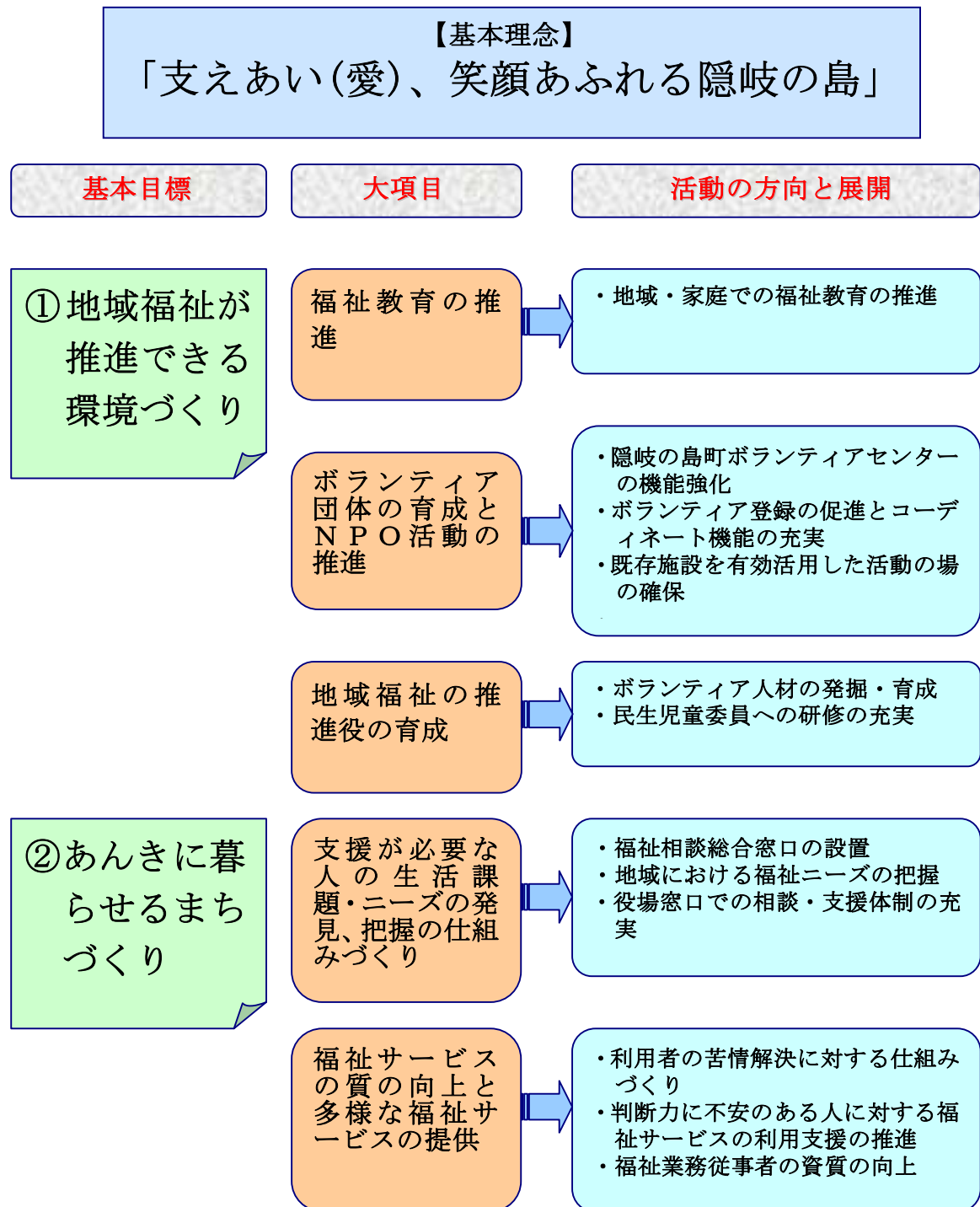
【基本目標】

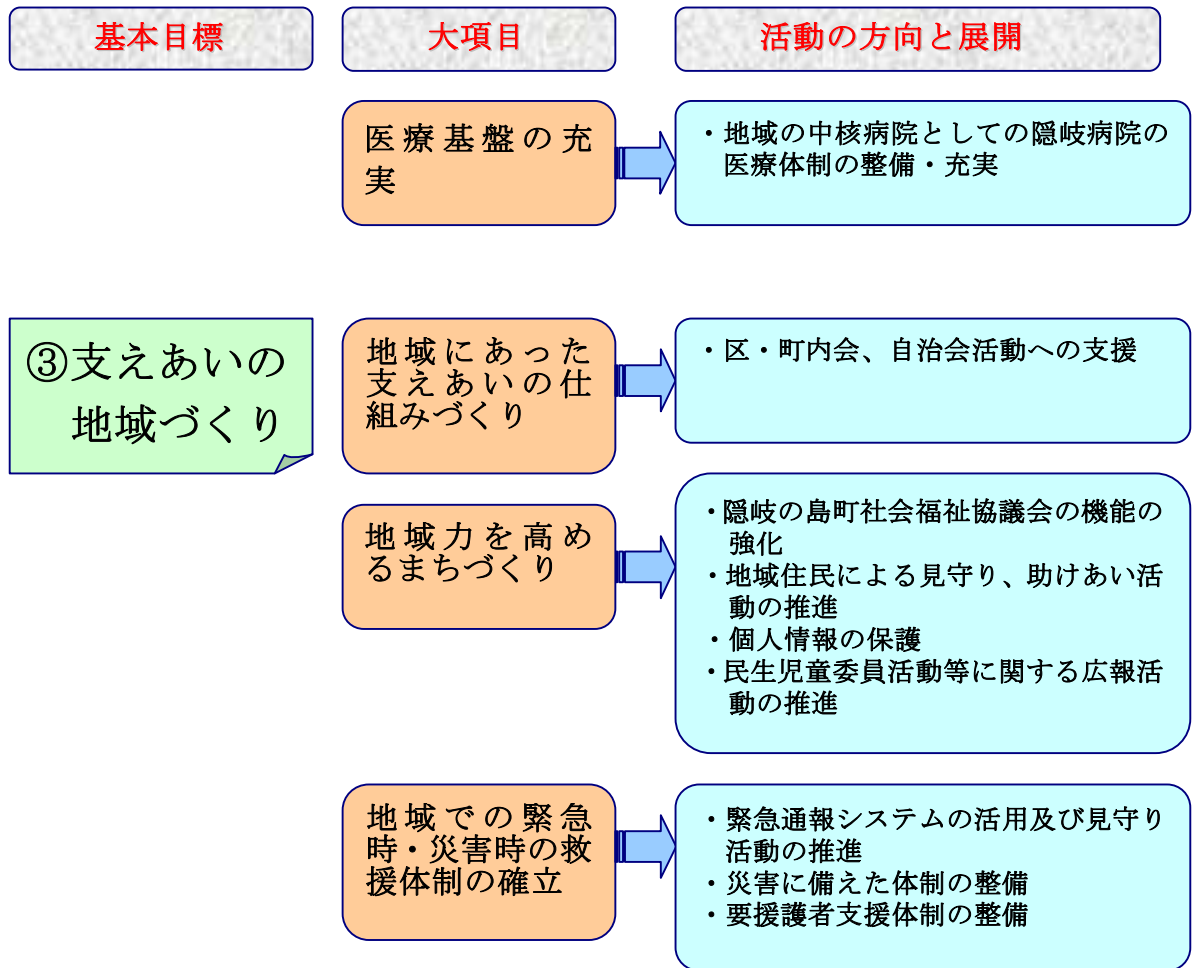
1. 地域福祉が推進できる環境づくり
2. あんきに暮らせるまちづくり
3. 支えあいの地域づくり



3. 施策の体系

本計画の実現に向け、その基本目標と取り組みの方向性を体系化すると次のとおりです。





第4章 基本目標の実現に向けて

1. 地域福祉が推進できる環境づくり

(1) 福祉教育の推進

【現状と課題】

基本理念を推進するためには、各種の制度やサービス、施設を充実させることに加え、人権尊重の意識を持つ人を育てることが最も重要です。

子育てや介護の問題の解決をはじめ、高齢者や障がいのある人などに対する偏見・差別などを解消する福祉教育を継続的に推進し、思いやりのある地域社会をめざすことが必要です。

このような福祉教育を推進していくためには、町民や地域の多様な社会資源が連携し、人権について地域ぐるみで行う福祉教育・学習活動の機会を増やすことが必要です。学校教育においては、総合的な学習の時間を活用し、福祉教育を進めるとともに、学校教育終了後も社会教育（生涯学習）を通じ継続的な学習活動の機会を提供し、人権意識にあふれた地域福祉活動の活性化を図ることが必要です。

【施策の方向】

地域や学校、生涯学習など多様な場での福祉教育・学習活動を一層促進し、地域の誰もが、地域福祉活動に参加・参画できる環境を整備するとともに、地域の関係機関が連携し、偏見・差別のない環境づくりをめざします。

《主な施策内容》

■地域・家庭での福祉教育の推進

すべての町民の自立や社会参加を妨げることのないよう、人権についての正しい理解と認識を深める教育を一層推進します。また、ボランティア団体(※8)や、サービス提供事業者の協力のもと、福祉に関する学習活動の場の充実を図ります。

(2) ボランティア団体の育成とNPO活動の推進

【現状と課題】

町民の中には、ボランティア活動などに対する関心が高まりつつあり、様々なボランティア活動へ参加することで、自己実現や社会参加の継続に繋がるなど、生きがいを見出している人も少なくありません。

このような町民の力を地域福祉活動へ結実できれば、地域の福祉力を一層高めることとなります。公的なサービスとボランティアやNPO(※9)による民間サービスがうまく連携・連動することによって、制度の隙間を埋め、サービスの利用要件から外れる支援の必要な人の暮らしが豊かで安心できるものになると期待されます。

本町では、町社協のボランティアセンターがこのような町民による福祉活動を支援する役割を担っています。

今後は、地域でのボランティア活動やNPO活動が一層活発化するようなボランティアセンターとしてのコーディネート(※10)機能の充実が必要です。

【施策の方向】

町社協内のボランティアセンターとの連携を図り、地域住民によるボランティア活動やNPO活動を支援するとともに、活動拠点の場を確保し、住民主体のまちづくりを推進します。

《主な施策内容》

■ ボランティアセンターの機能強化

ボランティアセンターが主体となり、地域福祉活動を幅広く支援する体制を推進します。具体的には町民に対するボランティアのニーズの把握、普及啓発、情報提供・プログラムづくり、各種講座・体験学習の開催、地域やボランティア間のネットワークの構築などに取り組みます。また、ボランティアグループの育成を図るためその活動を支援します。

■ ボランティア登録の促進とコーディネート機能の充実

ボランティア活動に意欲のある町民や団体のボランティア活動への参加を促進し、登録者とボランティアを必要とする人等のコーディネー

ト機能を充実します。

■既存施設を有効活用した活動の場の確保

町民による地域福祉活動の拠点確保のため、公民館、学校施設、地域集会所等の既存施設の有効活用を促進します。

(3) 地域福祉の推進役の育成

【現状と課題】

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすためには、町民やサービス提供事業者、行政等がそれぞれの役割分担を踏まえながら、協働・共生の理念のもと、地域福祉の視点に立ったまちづくりを推進することが必要です。このような福祉のまちづくりの推進には、それを担う人材の発掘や育成が重要であり、地域福祉活動に意欲ある町民に対し、気軽に参加できるものから専門的な知識や技術を要するものまで、個々人の興味・関心に応じて活動に参加できるよう支援できる環境整備が必要です。

特に、退職を控えた世代や退職者などが、退職後に地域活動に参加できるよう支援し、元気な高齢者や若い世代などの地域活動への参加・参画を一層働きかけることなどがが必要です。

【施策の方向】

町民が自らの能力や経験を活かして継続的にボランティア活動に参加できるよう、関係機関との連携により支援します。

《主な施策内容》

■ボランティア人材の発掘・育成

地域住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、気軽に参加してもらえるボランティア研修の案内やホームヘルパー(※11)の専門的知識を習得する講座等を開催し、参加機会を創出します。

また、講座修了者にはボランティア団体への登録を働きかけ、習得した知識・技能が活用できるよう支援します。

■民生児童委員(※12)への研修の充実

地域福祉活動の担い手として地域住民の生活課題を把握し、福祉サー

ビスに繋ぐことができるよう、また福祉に関する知識や新しい法制度に関する情報を提供できるよう民生児童委員への研修機会の確保に努めます。

2. あんきに暮らせるまちづくり

(1) 支援が必要な人の生活課題・ニーズの発見、把握の仕組みづくり

【現状と課題】

住み慣れた地域で誰もが安心して暮していくためには、生活に関わる問題が身近なところで相談でき、適切な福祉サービスが利用できることが重要です。生活スタイルが多様化し、福祉に関するニーズが複雑化する状況の中で、多くの福祉課題に対応するには、地域福祉の基本である見守り・助けあい活動と専門的な支援との両面からの支援が重要です。

本町では、民生児童委員が地域に根ざした相談支援活動を行うとともに、専門的な支援として、本庁・支所の保健師や町役場の各窓口、地域包括支援センター(※13)、障害者等相談支援事業所、子育て支援センター(※14)などがそれぞれ連携しながら、適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援しています。

また、児童の不登校、いじめなどの各種相談については、教育委員会において、関係機関が連携し適切な支援が図れるよう対応していますが、その一方で保健・医療・福祉サービスを複合的に必要とする場合等、生活上・福祉上の悩みごとや困りごとが発生した場合の相談窓口の充実を望む声があります。

複雑・多様化した福祉ニーズに対応するためには、各種相談窓口の利用について、町民に周知するとともに、身近な地域で福祉に関する総合的な支援ができる体制を整備することが必要となってきます。

【施策の方向】

地域における多様な生活課題と、それに応じた福祉ニーズを把握し、適切に対応することができるよう、町民が相談しやすい体制を整備するとともに、町役場での相談体制の充実を図ります。

《主な施策内容》

■福祉相談総合窓口の設置

福祉に関する総合的な相談に対応する窓口の設置に取り組みます。

■地域における福祉ニーズの把握

民生児童委員や自治会等関係団体と連携し、相談・見守り活動を行いながら、地域における福祉ニーズを把握するための体制づくりを支援します。また、これらの地域の関係者が専門機関と連携し、適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援します。

■役場窓口での相談・支援体制の充実

専門職員の配置や相談窓口のワンストップ化(※15)など、役場窓口の相談・支援体制を充実させ、住民サービスの向上を図るよう努めます。

(2) 福祉サービスの質の向上と多様な福祉サービスの提供

【現状と課題】

介護保険制度の導入、障害者自立支援法に基づくサービスなど、利用者の主体的な選択・契約による福祉サービス制度の導入は、利用者とサービス提供事業者が対等な関係であることが前提ですが、現実には利用者が弱い立場に置かれる場合も少なくなく、苦情を言いにくい状況があります。

福祉サービスについての苦情は、役場の担当課で受け付けるほか、介護保険関係では、隠岐広域連合や「島根県国民健康保険連合会」が苦情相談の窓口となっています。また、社会福祉法では、サービス提供事業者も自ら苦情相談窓口を設置し、苦情の解決にあたることになっています。一方、事業者の提供するサービスについては、公正・中立な第三者機関が専門的に評価する「第三者評価制度」の取り組みが始まっていま

す。このような取り組みを通じ、サービス内容や提供上の問題を発見し、解決することは、福祉サービスの質の向上にも繋がることから、利用者本位のサービス提供にあたり、今後、「第三者評価制度」の取り組みは重要となってきます。さらに、認知症や知的障がい者、精神障がい者など、サービスの適切な選択・契約にあたり判断能力に不安のある利用者を支援する仕組みとして、日常生活自立支援事業(※16)、成年後見制度(※17)の利用支援の促進が必要です。

【施策の方向】

利用者が事業者と対等な立場でサービスを主体的に選択・契約できるよう、苦情解決や利用支援などの権利擁護体制を推進するとともに、事業者の評価制度の導入などサービスの質の向上を図ります。

《主な施策内容》

■利用者の苦情解決に対する仕組みづくり

町民が安心して福祉サービスを利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決の仕組みを充実します。(事業者による苦情相談窓口の設置、既設の苦情相談窓口の利用案内など)

■判断力に不安のある人に対する福祉サービスの利用支援の推進

知的障がい者、精神障がい者などで判断能力に不安のある町民が、適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるように支援します。(日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援など)

■福祉業務従事者の資質の向上

福祉サービス事業者に対し、福祉専門職員の資質の向上のために各種研修会等への積極的な参加を働きかけます。

(3) 医療基盤の充実

【現状と課題】

隠岐病院が地域医療の拠点的役割を担っていますが、全国的な医師不足から医師の招聘が困難な状況にあります。町民が安心して暮らしていけるような医療体制の整備・充実が重要となっています。

【施策の方向】

町民から信頼される地域に根ざした隠岐病院にしていくとともに、町立診療所との連携の強化と診療機能の分担を図るよう努めます。

《主な施策内容》

■ 地域の中核病院としての隠岐病院の医療体制の整備・充実

医師^{しょうへい}招聘に引き続き取り組むとともに、隠岐病院の整備にあたっては、町民のニーズを十分取り入れた整備計画となるよう関係機関に働きかけます。

3. 支えあいの地域づくり

(1) 地域にあった支えあいの仕組みづくり

【現状と課題】

近年、本町においても、近隣との繋がりが希薄化し、地域に対する関心が薄らいでいる地区も見受けられます。

一方で、介護保険の導入や障害者自立支援法の施行等、施設ケアから在宅ケアに福祉の視点に移り、地域において支援の必要な人の自立した生活を支えるため、地域の連帯の重要性が再認識されています。

地域の生活課題に適切に対応し、住み慣れた地域で安心して住み続けられるような生活の質の向上を図るためには、地域活動の最小単位である区・町内会、自治会等における活動がとても重要です。区・町内会や自治会等の自治組織の活動内容の周知を図り、より多くの地域の人が活動に参加・参画することを通じ、互いに助けあい支えあえる関係を構築することが必要です。

【施策の方向】

地域福祉の推進にあたり、地域で支援が必要な人を早期に発見し把握するためには、地域において情報共有と情報交換が円滑になされる地域のネットワークが重要な役割を果たします。地域の最小単位である地区を様々な人が集まって情報交換し意見発表ができる場として位置づけ、

そこから地域全体に広がるネットワークの推進に努めます。

《主な施策内容》

■区・町内会、自治会活動への支援

地区の人が集まって、地域の課題に気づき・発見するきっかけづくりを支援し、地域の課題解決に向けた協働への取り組みに繋がります。

(2) 地域力を高めるまちづくり

【現状と課題】

地域住民同士の支えあいや見守り、助けあいを基本に、地域の福祉課題を解決する「地域の福祉力」が求められています。

地域の福祉力を発揮するために、町社協が中心となり、様々な地域福祉活動を展開していますが、今後さらにその活動を発展させるためには、課題等を地区全体で共有し解決できるような「地域力」を高めることが必要となっています。

また、これら活動への支援は町社協がその推進役として中心的な役割を果たしています。地域福祉の一層の推進を図るためには、町社協を核として、町の支援のもと、各自治会等に至る重層的な地域住民のネットワークを活性化し、福祉セーフティネット(※18)の構築へ繋げることが必要です。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、生活に関わる問題が身近なところで相談でき、且つ適切な福祉サービスを利用することが重要です。

【施策の方向】

地域福祉活動の一層の活性化を図るため、町社協との連携を強化するとともに、住民主体の地域ネットワークによる日常的な取り組みへの支援や民生児童委員活動を基盤とした地域福祉活動の拡充を図ります。

《主な施策内容》

■町社協の機能の強化

地域福祉の一層の推進を図るため、町社協を本町における地域福祉活動の推進の核として位置づけるとともに、その機能が十分発揮されるよ

う町との連携体制の充実・強化を図ります。

■地域住民による見守り、助けあい活動の推進

近隣での支えあいを強化・推進するため、地区単位での見守り・助けあい活動を働きかけます。また、ひとり暮らしの高齢者や支援が必要な方を地域で孤立させないように、民生児童委員が他の見守り活動と連携しながら、支援を必要とする人を早期に発見し、対応するための活動を行うよう働きかけます。

■個人情報の保護

地域において、どの人に支援が必要なのか、その人がどのような状況でどのような支援を必要とするのかなど、支援の必要な人を適切なサービス利用に繋げるには、地域全体で情報を共有し連携して支援することが必要ですが、当然のことながら、情報共有に際しては個人情報の守秘義務が前提となります。そのため、個人情報の保護に努めながら支援を進めます。

■民生児童委員活動等に関する広報活動の推進

民生児童委員等の役割や活動内容を広く町民に周知し、地域での孤立・孤独の解消や児童虐待・犯罪被害等の防止に努めます。

(3) 地域での緊急時・災害時の救援体制の確立

【現状と課題】

地域には、ひとり暮らしの高齢者や高齢者の夫婦世帯をはじめ、障がいのある人や乳幼児・児童のいる世帯、外国人世帯等、様々な状況にある町民が暮らしています。このような世帯においては、犯罪や災害などの緊急事態が発生した場合、適切な対応を図ることが困難な場合が予想され、普段から近隣同士での目配り等地域での見守り活動を推進し、緊急時の対応が迅速に行える基盤を作っておくことが必要です。

また、災害が発生した場合、初期の段階で身近な地域での救援活動ができるよう、地域での自主的な防災体制の整備が求められます。さらに、

今後大災害が発生した場合に備え、災害時ボランティア体制の整備が必要です。

【施策の方向】

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などが、急病や事故などの緊急事態に遭遇しても、早期の対応が図れるよう、緊急通報システムの整備とともに、地域住民による見守り活動を推進します。また、大規模災害発生時の被害を最小限に抑えるため、地区での自主的防災活動の促進を支援するとともに、支援が必要な人への対応が迅速に行えるよう、個人情報に配慮しつつ、支援が必要な人に関する情報の共有を図り、効果的に活動できるよう体制の整備を推進します。

《主な施策内容》

■緊急通報システムの活用及び見守り活動の推進

支援が必要な人の急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な支援を行うため、民間企業が開発した緊急通報システムの設置費用を助成するとともに、地域住民による見守り活動を推進します。

■災害に備えた体制の整備

災害発生時の被害を最小限にとどめられるよう自主的防災活動を支援し、その活動を推進します。また、町及び防災機関は災害時の効果的な応急対策を実施できるよう隠岐の島町地域防災計画に基づき、「災害に強いまちづくり」をめざします。

■要援護者支援体制の整備

ひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの身体障がい者の方等の要援護者に対する情報を的確に把握し、民生児童委員等関係機関との間で共有を図りながら、要援護者が安心して地域での生活を送ることができるよう災害時等の支援体制を整備します。

具体的な方策は下記のとおりです。なお、本町では平成19年度に「隠岐の島町要援護者支援ネットワーク実施要綱」を制定しています。

①要援護者情報の対象者と把握方法

(対象者)

- ・ひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの身体障がい者の方等のうち、地域での支援を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した方が対象です。

(把握の方法)

- ・要介護者の情報に関しては要介護認定情報により把握します。
- ・障がいのある方の情報に関しては身体障がい者台帳等から把握します。
- ・ひとり暮らしの高齢者の情報に関しては、所管部局との連携により住民基本台帳より把握します。

(民生児童委員等関係機関との情報の共有方式)

- ・要援護者登録制度を創設し、自ら名簿への登録を希望した人の情報を民生児童委員や自治会役員、消防団員と共有します。

②情報の更新

- ・点検、見直しを行い、情報を更新します。

③支援の方法

- ・民生児童委員等関係機関は、登録された要援護者に対し、日常的な見守り活動や災害時の安否確認、避難誘導等を実施します。

④連絡体制)

名簿に基づく民生児童委員や自治会役員、消防団員による安否確認



隠岐の島町 (災害対策本部)

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進に向けた行政支援の充実

地域福祉の推進にあたっては、福祉施策だけでなく、教育、生活、まちづくり等、様々な分野の施策が関わることから、庁内で調整・連携し、行政としての支援の充実を図ります。併せて、町民の方や地域組織・団体、関係機関等の参画による様々な施策についての取り組みを推進していくための調整・支援を行います。また、本計画の推進のためには、仕事を通して町民と信頼関係を築き、協働して様々な地域課題を解決できる職員の育成が必要です。そのため、職員研修の充実を図るとともに、職員一人ひとりが、日頃から地域との関わりを深め、お互いの顔が見える関係づくりができるよう努めます。

2. 計画の周知及び点検・見直し

計画の推進にあたって、町民の方や様々な主体が本計画の理念を共有し、主体的に取り組めるよう町の広報誌やホームページ等による情報発信を行い、計画の周知に努めます。また、必要に応じて町民の意向を把握しながら、計画の点検・見直しをします。

3. 計画の推進に向けた体制

本計画の策定に際し設置した「隠岐の島町地域福祉計画策定委員会」を「地域福祉計画進行管理委員会（仮称）」として継続し、計画の管理・推進に努めます。

4. 計画の推進のための「町民・地域」、「事業者・NPO」、「社会福祉協議会」、「行政」の主な役割

町民・地域、事業者・NPO、社会福祉協議会、行政の協働により、効果的に計画を推進するため、それぞれに期待される役割を基本目標に沿って示します。

基本目標	①地域福祉が推進できる環境づくり
町民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育、学習会への積極的参加 ○ 関係機関との連絡調整
事業者・NPOの役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習機会への協力 ○ ボランティア人材の発掘 ○ 福祉業務従事者の資質の向上 ○ ボランティアの受け入れ ○ 関係機関との連携
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育等の機会の提供 ○ ボランティアセンターの機能の強化 ○ ボランティア団体の育成・コーディネート機能の充実 ○ NPOへの支援 ○ 町民活動の場の提供 ○ ボランティア人材の発掘・育成 ○ 関係機関との連携
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育・学習活動の一層の推進及び機会の提供 ○ 町民活動の場の提供 ○ 関係機関との連携 ○ 民生児童委員への研修の充実

基本目標	②あんきに暮らせるまちづくり
町民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉ニーズの把握 ○ 関係機関との連携
事業者・NPOの役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉ニーズの把握 ○ 福祉サービス提供体制への参加 ○ 利用者苦情解決に対する仕組みづくり ○ 福祉サービスの質の向上
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉ニーズの把握 ○ 身近な相談体制の整備 ○ 福祉サービスの質の向上 ○ 判断力に不安のある人に対する福祉サービスの利用支援
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉ニーズの把握 ○ 役場窓口での相談体制の整備・充実 ○ 福祉サービスの質の向上 ○ 判断力に不安のある人に対する福祉サービスの利用支援



基本目標	③支えあいの地域づくり
町民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区・町内会、自治会活動への積極的参加 ○ ボランティア・NPO等への参加 ○ 地域による見守り、助けあい活動の実践 ○ 民生児童委員による活動
事業者・NPOの役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉活動への参加 ○ 福祉サービスネットワークへの参加 ○ 配食サービス事業者による見守り ○ 個人情報保護
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町社協の機能強化 ○ 町民による見守り、助けあい活動の推進 ○ 災害ボランティアの育成（講習・訓練） ○ 災害ボランティアの登録・受け入れ等体制整備 ○ 災害ボランティアの普及・啓発 ○ 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録 ○ 個人情報保護
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町社協の機能強化への支援 ○ 民生児童委員活動に関する広報活動の推進 ○ 緊急通報システムの設置への支援 ○ 要援護者災害時支援体制の整備 ○ 個人情報保護 ○ 自主的防災活動の推進 ○ 災害ボランティアの普及・啓発 ○ 災害ボランティアの育成 ○ 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録

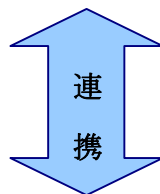
5. 隠岐の島町地域福祉活動計画との連携

町社協により策定された「隠岐の島町地域福祉活動計画」と調整・連携をしながら様々な主体の参画のもと、地域福祉の推進を図っていきます。

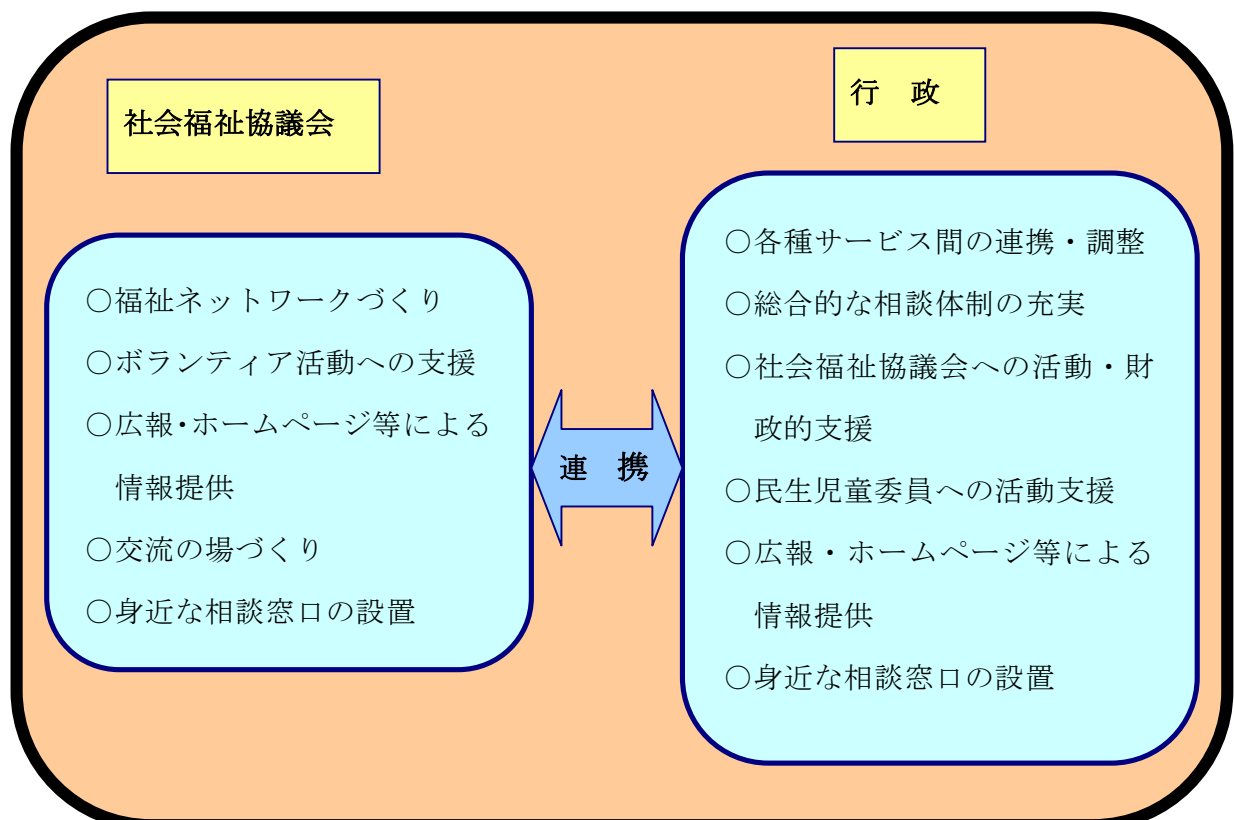
【協働関係図】

《地区、事業者》

- 近隣での見守り、声かけ
- 話し合い、支えあい
- 仲間づくり、近所づきあい
- 福祉ニーズの把握
- 交流の場づくり ○地区の活動 ○NPOの活動
- 民生児童委員の活動 ○ボランティア団体の活動
- 社会福祉事業者の活動 ○企業の活動 ○関係団体の活動



《行政と社協》



資料編

隠岐の島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく隠岐の島町地域福祉計画策定に関し協議するため、隠岐の島町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、隠岐の島町地域福祉計画の策定にあたり次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉施策の理念
- (2) 理念実現のための方策
- (3) 各福祉サービスの目標
- (4) 目標達成のための戦略
- (5) 各種計画書との整合性の調査
- (6) 地域福祉に対するニーズの把握
- (7) 明日の地域福祉を担う人材の育成
- (8) 計画の推進体制
- (9) その他計画作成に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以下の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年7月31日とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課地域福祉係において処理する。

(補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮^{はか}って定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

隠岐の島町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(任期 平成20年2月20日～7月31日)

区 分	氏 名	出 身 団 体 等
高齢者福祉関係	齋藤捷文	隠岐の島町老人クラブ連合会会長
障害者福祉関係	大西利明	隠岐の島町身体障害者福祉協会事務局長
児童福祉関係	岩水美千恵	隠岐の島町保育研究会会長
官公署	野津美由紀	島根県隠岐保健所 主幹
医療関係	横地明子	隠岐広域連立隠岐病院地域連携室 保健師
学校関係	藤野雅栄	学校PTA会長
社会福祉法人関係	村上 勝	隠岐の島町社会福祉協議会事務局長
社会福祉団体	大槻寛長	隠岐の島町民生児童委員協議会会長
まちづくり団体	中村嘉孝	西郷地区まちづくり運動協議会会長
福祉ボランティア団体	岡田光江	さくらんぼの会会長
オブザーバー	出川博康	隠岐の島町民生児童委員協議会副会長
オブザーバー	八幡正隆	隠岐の島町民生児童委員協議会理事
オブザーバー	奥元美貴男	隠岐の島町民生児童委員協議会理事

隠岐の島町地域福祉計画素案作成部会及び策定委員会日程

- ① 地域福祉計画素案作成部会（計画策定部局の町職員 10 名による）
 - 第 1 回 2 月 18 日（月）開催
 - 第 2 回 2 月 25 日（月）開催
 - 第 3 回 3 月 3 日（月）開催
 - 第 4 回 3 月 11 日（火）開催
- ② 地域福祉計画策定委員会（策定委員 10 名、オブザーバー 3 名）
 - 第 1 回 3 月 25 日（火）開催
 - 第 2 回 4 月 8 日（火）開催
 - 第 3 回 4 月 16 日（水）開催
 - 第 4 回 4 月 25 日（金）開催
 - 第 5 回 5 月 12 日（月）開催
 - 第 6 回 7 月 9 日（水）開催

5 月 28 日（水）～6 月 27 日（金）パブリックコメント募集期間

隠岐の島町地域福祉計画素案作成部会委員名簿

(任期 平成20年2月18日～3月31日)

区 分	氏 名	備 考
保健課 在宅介護係 課長補佐	大 西 裕	部 長
保健課 健康係 課長補佐	長 田 榮	副部長
福祉課 子育て支援室 室長補佐	田 中 順子	
中村保育園 園長	宇野神無子	
教育委員会 生涯学習課 社会教育係 課長補佐	宮 本 智 幸	
都万支所 住民課 住民福祉係 主幹	齋藤 和幸	
五箇支所 住民課 住民福祉係 主任	齋藤 恭平	
布施支所 住民課 住民福祉係 主幹	長田 正勝	
福祉課 地域福祉係 課長補佐	長澤 美鶴	
福祉課 地域福祉係 主幹	茶 山 宏	

用語の解説

1 コミュニティ

居住地を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結び付きがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。

2 ADHD

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

3 LD

学習障がいとは全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障がいはその原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

4 高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいである。

5 ニーズ

さまざまな解釈があり、サービス利用者の希望を重視してニーズを定義する立場、専門職の判断を絶対視する立場等がある。中立的立場でのニーズの定義は、①本人あるいは家族が援助してほしいと望んでいるもの、②本人あるいは家族が実際に生活上等で困っているもの、③専門職の目で援助が必要と思われるものの総体を指す。

6 脂質異常症

従来、総コレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪のいずれかが基準より高いか「善玉」とされるHDLコレステロール値が基準より低い場合を総称して「高脂血症」と呼んできた。しかし、善玉コレステロール値が低い場合も「高脂血症」と呼ぶのは適当でないとして、2007年4月、日本動脈硬化学会は病名を「高脂血症」から「脂質異常症」に変更。診断基準はLDLが140mg/dl以上、中性脂肪が150mg/dl以上、HDLが40mg/dl未満とする。

7 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加え、①脂質異常、②高血糖、③血圧高値のうち2つ以上をあわせもった状態をいう。それぞれの危険因子がまだ病気でない軽い状態であっても、重なることで、命にかかわる虚血性心疾患(主に心筋梗塞)や脳血管疾患(主に脳梗塞)を引き起こすリスクが高くなる。

8 ボランティア

本来、有志者、志願兵の意味。社会福祉においては、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいう。

9 NPO (Non Profit Organization)

民間の非営利組織のことで、営利を目的としない団体の総称。不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、社会的課題の解決に自発的・主体的に取り組む、営利を目的としない活動を行う組織体。

10 コーディネート(コーディネーター)

仕事の流れを円滑にする調整(者)。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整が必要となる。特に地域援助活動においては、地域内の施設、期間、団体間を統合的に調整することが重要な役割となっている。

11 ホームヘルパー

高齢者・障がい者の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

12 民生児童委員(民生委員・児童委員)

社会福祉向上のために住民の立場で相談に応じ、福祉サービスの利用支援を行う民間の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年間である。

13 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行うもの。

14 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所などにおいて、育児相談、子育てサークルの支援、特別保育事業の実施および地域の保育資源の情報提供ならびに家庭保育を行う者への支援などを実施する事業。

15 ワンストップ

ワンストップは、「1箇所または1回で」という意味を持つ。窓口で関連する手続きや各種サービスを同時に完了できるようにすること。

16 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいのために判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって在宅生活を支援する制度。

17 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所における手続きを経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理を行う制度であり、平成12年の民法改正により、従前の「禁治産・準禁治産制度」から移行。

18 セーフティネット

高齢者、障がい者などが地域で孤立しないように配食サービス等による安否確認や声かけ運動など、地域全体で支えあう運動や事業を行ったり、関係機関との連携を図ったりすること。